

松戸市医療的ケア児の支援のための連携推進会議設置要綱

(設置)

第1条 この「松戸市医療的ケア児の支援のための連携推進会議」(以下「推進会議」という。)は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」(平成28年5月25日成立・平成28年6月3日公布)に基づき、本市の医療的ケア児の心身の状況に応じた適切な支援策の検討を目的に設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について、意見交換・情報共有等を行う。

- (1) 関係機関・団体等が行っている医療的ケア児の支援に関する取組
- (2) 医療的ケア児の支援に向けて関係機関・団体等の連携を推進するための方策
- (3) 医療的ケア児及び支援ニーズの把握
- (4) 医療的ケア児の支援に関する地域の課題及び対応策
- (5) その他医療的ケア児の支援に向けた連携推進のために必要な事項

(組織)

第3条 推進会議は、別表に掲げる構成員をもって構成する。

- 2 会議の議長は、松戸市福祉長寿部長とする。
- 3 会議には議長代理を置くことができ、議長代理は議長が指名する者とする。
- 4 議長に事故あるとき、又は欠けたときは、議長代理がその職務を代理する。
- 5 会議の構成員は、必要に応じて変更することができる。
- 6 議長は、必要に応じて意見を聴取するため、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第4条 推進会議の庶務は、松戸市子ども部子ども家庭相談課の協力の下、松戸市福祉長寿部障害福祉課において行う。

- 2 推進会議の議事は、個人情報を取り扱うため、非公開とする。

(報償)

第5条 構成員が会議に出席したときは、予算の定めるところにより報償金を支払う。

- 2 前項の規定にかかわらず、公務で会議に出席した公務員またはそれに準ずる者に対しては、報償金は支払わない。

附 則

この要綱は、平成28年11月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月3日から施行する。